

## 青森大学研究支援室設置要項

平成28年6月29日制定

平成28年7月27日改正

学長裁定

### (設置)

1. 青森大学の研究推進と研究ブランディング事業の推進に関する会議の下に、青森大学研究支援室（以下「支援室」という。）を置く。

### (目的)

2. 支援室の設置は、青森大学における研究を全学的に推進するため、研究の遂行に必要な業務を支援することを目的とする。

### (任務)

3. 支援室は、青森大学研究ブランディング事業その他の全学的な研究プロジェクトに対して、次の事項についての支援を行う。

- (1) 学外との連携研究における連絡窓口
- (2) 外部資金の獲得に必要な情報収集と分析
- (3) 研究資金の管理、契約事務、知的財産のマネジメント
- (4) 研究ブランディング事業に係る広報業務

### (組織)

4. 支援室には専任の教職員を配置する。支援室は学長が指名する教職員により構成する。

### (改正)

5. この要項の改正は、学長が行う。